

## 幌加内町移住体験住宅設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、幌加内町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討する者に一定期間、町内での生活体験ができる機会を提供するため、幌加内町移住体験住宅を設置することにより、町への移住を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 幌加内町への移住を希望又は検討する者のうち、幌加内町移住相談窓口を通じ移住しようとする者をいう。
- (2) お試し住宅 日常生活を営むための家具食器等を備え、手軽に移住体験できる住宅をいう。
- (3) 利用者 お試し住宅の賃貸借契約書を締結し、入居する者をいう。
- (4) 幌加内町移住相談窓口 幌加内町役場内の移住相談担当部署をいう。

### (名称及び位置等)

第3条 お試し住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名称	所在地	構造・規格	面積	建設年	戸数
沼牛1号	幌加内町字沼牛255番地の2	木造平屋3LDK	67㎡	昭和60年	1棟1戸

### (対象者)

第4条 住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 町外に住所を有している者
- (2) 町内への移住又は移住体験を希望している者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがない者
- (4) 住宅への入居者全員が、幌加内町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等と認められない者

### (利用申請)

第5条 移住希望者は、あらかじめ幌加内町移住相談窓口に予約をしなければならない

- 2 移住希望者は、住宅を利用する際に、幌加内町お試し住宅利用申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

### (利用許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、移住希望者に幌加内町お試し移住住宅利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

### (契約)

第7条 許可書の交付を受けた移住希望者は、町長との間で別に定める幌加内町お試し住宅賃貸借契約書により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を締結するものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、借地借家法第38条第2項の規定により、契約の更新が

ないことを記載した書面を交付し、説明するものとする。

(利用期間)

第8条 住宅の利用期間は、7日間以上60日以内とし、前条に規定する契約書において定めるものとする。

(利用料)

第9条 住宅の利用料は、次のとおりとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、一部又は全額を免除する事ができるものとする。

住宅名称	単位	夏期(5月～10月)	冬期(11月～4月)
沼牛1号	1日	2,000円	3,000円

2 利用者は、前項の利用料を町長が指定する日までに全額前納しなければならない。

3 第1項の利用料は、光熱水費(電気料、灯油代、ガス代及び上下水道料)、放送受信料、インターネット回線使用料及び消費税を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は、利用者の負担とする。

4 第2項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項の規定により利用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、利用者又は親族の疾病その他利用者の責めに帰すことができない理由により、利用できなくなった場合 既に納付した利用料から利用済み期間分の料金を差し引いた差額の全額

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した利用料から利用済み期間分の料金を差し引いた差額の全額

(3) その他、やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。

(2) 火気の取扱い及び水道凍結に十分注意するとともに、備付けの物品、食器類等を適切に取り扱うこと。

(3) 住宅周辺の除草及び除雪を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住宅周辺環境の整備をすること。

(4) ごみは、町、自治区又は町内会の定めに基づき適切に排出すること。

(5) 住宅の明渡し時までには清掃を行い、住宅を原状に回復し、住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) 住宅の利用期間が満了した後、利用者の私物が放置された場合は、町長が処分できるものとし、利用者は、当該処分に対し異議を申し立てることはできず、その処分費用を負担すること。

(7) その他、住宅の利用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。

- (4) 文書、図書その他印刷物を屋内外に貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸又は借受けの権利を譲渡すること。
- (8) 利用期間中に新たな同居人を追加すること。
- (9) その他、住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第12条 町長は、利用者に前条の規定に違反する行為があると認めるときは、第7条の契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が終了する日までに住宅を明け渡さなければならない。ただし、前条の規定に基づき契約が解除された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の明渡し又は利用期間満了前に明渡しをするときは、明渡し日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、住宅内に立入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを受け入れなければならない。

3 町長は、火災による延焼を防止する必要があるとき、その他の緊急の必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、住宅内に立入ることができる。この場合において、町長は利用者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を利用者に通知しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備、物品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(幌加内町お試し住宅設置要綱の廃止)

2 幌加内町お試し住宅設置要綱（平成28年訓令第46号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日において、幌加内町お試し住宅設置要綱（平成28年訓令第46号）第6条に規定する契約書を締結し、現に住宅の利用をしている利用者がある場合は、なお従前の例による。